

No. 37

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
蟹江町	民生部 環境課	0567-95-1111	内線 151	0567-95-9188
住 所	〒497-8601 海部郡蟹江町学戸3-1		担当者氏名	皆木 直人
U R L	https://www.town.kanie.aichi.jp	E-mail	kankyo@town.kanie.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	対象地域	特例地	人槽区分	対象地域	特例地
5人槽	289,000	111,000	11~20人槽	補助しない	補助しない
6~7人槽	359,000	138,000	21~30人槽	補助しない	補助しない
8~10人槽	476,000	183,000	31~50人槽	補助しない	補助しない
			51人槽以上	補助しない	補助しない

※特例地：下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けた予定処理区域内において下水道の供用が開始されていない土地をいう

(2) [令和5年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
20	14	3					37

前年度実績基数（23基）

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く区域
- ①下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画区域
- ②コミュニティ・プラントの汚水処理区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては同指針に適合するもの
- ②10人槽以下の浄化槽

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- ③自ら居住を目的とする住宅以外の住宅に浄化槽を設置する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置しようとする者
- ⑤床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に浄化槽を設置しようとする者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し及び浄化槽調書の写し
- ②配置図及び排水経路図
- ③設置場所の案内図
- ④浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑤建物等を借りている者は、貸主の承諾書
- ⑥工事請負契約書の写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の原本
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
- ④施工の写真
- ⑤設置チェックリスト
- ⑥補助対象者が浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(9) [その他]

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限8万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください